

## 松江市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

3 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

### (適用対象工事)

第3条 この要領は、松江市上下水道局の発注する建設工事のうち請負対象額1億円以上の工事及び総合評価方式により発注する工事（以下「適用対象工事」という。）に適用する。

2 ただし、管理者が必要と認める工事については、適用除外とする。

### (調査基準価格の決定)

第4条 調査基準価格は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とし、予定価格調書に記載するものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず特に必要があると認める場合は、調査基準価格を、予定価格に10分の8以上の適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 前2項の規定は、政令第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合に準用する。

### (最低制限価格の適用除外)

第5条 前2条の規定により調査基準価格を設ける工事については、政令第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設けないものとする。

### (入札に参加しようとする者への周知)

第6条 適用対象工事に係る入札説明書、入札公告、掲示及び指名通知書には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

一 調査基準価格が設定されていること。

二 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

三 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

四 低価格入札者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力すべきこと。

五 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、調査のうえ後日落札者を決定すること、及び落札の決定をしたときは入札者に通知又は連絡することを告げて入札を終了するものとする。

(数値的判断基準)

第8条 営業管財課長は、低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書に基づき、別表第1に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。ただし、特別簡易型総合評価方式により発注する工事は、同基準を入札者の設計金額の合計額が第4条の規定により決定する額以上であることとみなすことができる。

2 別表第1に掲げる基準に1項目でも適合しない低価格入札者は、失格とする。

(調査資料の提出)

第9条 営業管財課長は、低価格入札者が別表1に掲げる基準に適合する場合は、次の各号に掲げる資料を提出させるものとする。

- 一 島根県公共工事共通仕様書に定める施工計画書
- 二 当該価格で入札した理由(様式第1号)
- 三 共通仮設費(率分)の積算内訳書(様式第2号)
- 四 現場管理費の積算内訳書(様式第3号)
- 五 一般管理費の積算内訳書(様式第4号)
- 六 手持ち工事の状況(様式第5号)
- 七 配置予定技術者名簿(様式第6号)
- 八 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式第7号)
- 九 手持ち資材の状況(様式第8号)
- 十 資材購入先一覧(様式第9号)
- 十一 手持ち機械の状況(様式第10号)
- 十二 機械リース元一覧(様式第11号)
- 十三 労務者の確保計画(様式第12号)
- 十四 施工体制台帳
- 十五 下請予定業者等一覧表(様式第13号)
- 十六 過去2年間に受注し施工した工事名、成績評定点及び発注者名(様式第14号)

2 前項の調査資料は、入札執行日から3日以内で営業管財課長の定める日までに営業管財課へ提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

3 前項の期限については、松江市の休日を定める条例(平成17年3月31日条例第2号)第2条の規定を準用する。

(重点調査の実施)

第10条 営業管財課長は、低価格入札者について、次に掲げる基準(以下「失格基準」という。)に該当するか否かの調査を実施するものとする。

- 一 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。
- 二 低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

2 営業管財課長は、工事費内訳書について請負対象額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて、前条第1項の資料を参考にし、次の各号に留意しながらヒアリング等必要な調査を

行い、その理由を明らかにするものとする。

- 一 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）
  - 二 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること）
  - 三 契約対象工事箇所と低価格入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）
  - 四 手持資材の状況
  - 五 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係
  - 六 手持機械数の状況
  - 七 労務者の具体的供給見通し
  - 八 契約対象工事における第1次下請け契約予定者名及びその契約予定金額
  - 九 その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 3 前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、低価格入札者に関して、さらに次の内容を調査するものとする。
- 一 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）
  - 二 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況）
  - 三 その他必要な事項
- 4 営業管財課長は、前条の調査結果を基に低価格入札者ごとに低入札価格調査票（様式第15号及び第15号の2）を作成し、入札価格内訳書を添えて、松江市上下水道局公共工事低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（調査委員会の審議）

- 第11条 調査委員会は、低価格入札者が第10条第1項各号に規定する失格基準に該当するか否かを審議するものとする。
- 2 調査委員会の組織については、松江市上下水道局公共工事低入札価格調査委員会設置要綱に定める。

（落札者の決定等）

- 第12条 営業管財課長は、前条第1項の規定により低価格入札者が失格基準に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、低価格入札者が失格基準に該当するとされた場合はその者を落札者とししないものとする。
- 2 営業管財課長は、前項により低価格入札者を落札者としないこととした場合は、低価格入札者の次に最低の価格をもって入札をした者又は評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- 3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について第8条から第11条の規定を準用し、調査を行い調査委員会に付議するものとし、その結果により前2項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次前項及び本項を適用し落札者を決定する。
- 4 営業管財課長は、落札者を決定したときは、その結果を入札者に通知するものとする。

（入札結果の公表）

- 第13条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの適用欄に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。
- 2 第10条に規定する重点調査を実施した工事については、契約締結後、低入札価格調査の概要

(様式第16号)により調査結果をホームページ等において公表する。

(監督体制の強化等)

- 第14条 適用対象工事の受注者が低価格入札者であった場合は、当該工事を主管する課長は次の一から五の措置をとるものとし、検査官は六の措置をとるものとする。
- 一 施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、受注者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。
  - 二 施工計画書の内容の聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、受注者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。
  - 三 重点的な監督業務の実施 監督職員に対し、監督業務における段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。
  - 四 労働安全部局との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
  - 五 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査下請業者を含め、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況について立入調査を実施するとともに、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施するよう、関係官庁に要請する。
  - 六 中間検査の実施 上記一から五の内容を確認する目的で、特記仕様書に記載されたものとは別に中間検査を実施する。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

- 第15条 第12条の規定により落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。
- 一 請負代金額の100分の30以上の契約保証金を納付すること。
  - 二 前金払の金額を請負代金の10分の2以内とする。
  - 三 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。
  - 四 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、落札者に松江市上下水道局又は松江市又は島根県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、73点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか 同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置（落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に対してのみ求めるものとする。）し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
  - 五 現場専任での技術者配置を要しない工事についても、本条第3号及び第4号の規定を準用するものとする。
  - 六 コンクリート造等の建物又は土木工作物については、別に定める規程により非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定、及び非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定を実施し検査結果を報告するものとする。
  - 七 松江市建設工事請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間は、木造の建築物等及び設備工事等の場合は2年、コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事にあつては

4年とする。

八 瑕疵担保期間中は、別に定める規程により受注者において年1回現場調査を行い、発注者に報告するものとする。

九 下請負契約は、相互に契約書を交わすものとし、写を下請負人通知書に添付するものとする。

(入札参加資格の制限)

第16条 入札に参加しようとする者に、別表第2に掲げる工事において完成した低入札価格調査対象工事があるとき、当該工事において70点未満の工事成績評定を通知された者（共同企業体の構成員（ただし出資比率20%以上）として工事成績評定を通知された者を含む。）は、同表に掲げる期間、入札に参加することができない。

2 工事種別を問わず、低入札価格調査制度によって落札決定され契約した案件がある事業者が、同一年度内に調査基準価格未満の応札を行った場合は失格とする。

3 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任が必要な工事において、低入札価格調査制度による重点調査が必要となった場合、落札候補者の有無に関わらず、この重点調査が終了するまで（開札から落札決定まで）の期間に開札が行われた、同一の技術者を配置技術者として提出した事業者の入札は無効として取り扱う。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

項目	判断基準
直接経費(直接工事費と共通仮設費積上げ分の合計)	当該項目の低価格入札者の設計金額が、設計金額の 85% 以上であること。
共通仮設費定率分	当該項目の低価格入札者の設計金額が、設計金額の 70% 以上であること。
現場管理費	当該項目の低価格入札者の設計金額が、設計金額の 70% 以上であること。
一般管理費等	当該項目の低価格入札者の設計金額が、設計金額の 30% 以上であること。

別表第 2 (第 16 条関係)

発注機関	対象工事等	入札に参加することができない期間
松江市上下水道局	松江市上下水道局発注の建設工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度及び翌年度
松江市	松江市発注の建設工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度の翌年度
島根県	総務部、農林水産部及び土木部発注の建設工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度の翌年度
国土交通省中国地方整備局	直轄工事	工事成績評定通知を受けた日の属する年度の翌年度

ただし、工事成績評定通知を受けた日が工事完成の年度の翌年度の 4 月 1 日以降となった場合は、通知を受けた日の属する年度のみとする。